

報道関係者 各位

令和3年1月28日

【照会先】

長崎労働局労働基準部監督課

課長

上田 敦郎

地方労働基準監察監督官 俵 勝利

(直通電話) 095-801-0030

外国人技能実習生の実習実施者に対する 平成31年・令和元年の監督指導等の状況を公表します

～監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは80.2%～

長崎労働局（局長 ^{たきがひら} 瀧ヶ平 ^{ひとし} 仁）は、このたび、長崎県内の労働基準監督署（6署及び2駐在事務所）が、平成31年・令和元年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

平成31年・令和元年の監督指導の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 96事業場（実習実施者）のうち 77事業場（80.2%）。
- 主な違反事項は、①賃金の支払（19.8%）、②使用する機械等の安全基準（18.8%）、③労働時間（15.6%）の順に多かった。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

長崎労働局や管内労働基準監督署は、監理団体および実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行い厳正に対応していきます。

【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（平成31年・令和元年）

【参考】リーフレット「ベトナム語による労働条件に関する相談窓口 外国人労働者相談コーナー」